

**橋本市「暮らしの便利帳」協働発行事業に係る
公募型プロポーザル実施要項**

令和 8 年 7 月

橋本市総合政策部秘書広報課

目次

1. 業務の概要.....	3
2. 参加資格.....	3
3. 実施スケジュール.....	4
4. 審査方法.....	4
5. 参加表明届および誓約書の提出.....	4
6. 質問書の提出および回答.....	5
7. 企画提案書等の提出.....	5
8. 審査及び選考.....	6
9. プロポーザルに瑕疵がある場合の取り扱い.....	7
10. その他の留意事項.....	7

この要項は、市民の暮らしに役立つ情報の提供を目的として、市役所の窓口業務等の行政情報に地域情報や生活情報、企業等の広告を加えた市民向け情報誌「橋本市暮らしの便利帳」（以下「便利帳」という。）を、橋本市（以下「市」という。）と協働で発行する民間事業者等（以下「協働発行事業者」という。）を公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により選考するため必要な事項を定めるものである。

なお、本プロポーザルの実施期間は令和 8 年 7 月 17 日から令和 8 年 8 月 14 日までとする。

1. 業務の概要

（1）業務名

橋本市暮らしの便利帳協働発行事業

（2）業務内容

別紙「橋本市暮らしの便利帳協働発行事業 要求水準書」のとおり

（3）発行時期

令和 9 年 3 月（予定）

（4）費用負担

制作から全戸配布・納品（29,000 部）まで発行に要する一切の費用は、協働発行事業者が負担する。

2. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- （1）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- （2）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）または民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- （3）令和 8 年度橋本市競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- （4）橋本市建設工事等契約に係る指名停止基準（平成 18 年 6 月 1 日制定橋本市告示第 271 号）に基づく指名停止または橋本市物品購入等契約に係る入札参加資格停止基準（平成 26 年 6 月 1 日制定橋本市告示第 87 号）に基づく指名停止の措置期間中でないこと。
- （5）次のいずれにも該当しないこと。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員またはその支店もしくは営業所等の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下この号において「暴力団対策法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められること。

イ 暴力団（暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められること。

ウ 役員等が自己、自社もしくは第3者の不正の利益を図る目的または第3者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められること。

エ 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与していると認められること。

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

(6) 過去3年以内に地方自治体の暮らしの便利帳を地方自治体と協働発行した実績を有していること。暮らしの便利帳とは、官民協働事業による共同発行による100ページ程度の行政ガイドブックであること。

3. 実施スケジュール

(1) 事業候補者選定スケジュール

時期	内容
7月17日(金)	実施要項等の公表
7月24日(金) 17:00 締切	参加表明届提出期限
7月24日(金) 17:00 締切	質疑受付期限
7月31日(金)	質疑回答日
8月5日(水)	辞退届提出期限
8月7日(金) 17:00 締切	企画提案書等提出期限
8月14日(金)	審査(書類審査)結果通知

4. 審査方法

参加事業者より提出された企画提案書類等に基づき、審査を行う。

5. 参加表明届および誓約書の提出

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に定めるところにより参加表明届および誓約書を提出するものとする。

(1) 提出書類

①参加表明届および誓約書(様式第1号)

(2) 提出期限

令和8年7月24日(金) 午後5時(必着)

(3) 提出部数

正本1部

(4) 提出方法

持参または郵送

※持参の場合、土曜日、日曜日および祝日を除く午前9時から午後5時まで、郵送の場合

はあらかじめファクスもしくは電子メールにて郵送する旨の連絡を行ったうえで書留郵便にて提出期限までに必着のこと。

(5) 提出場所

橋本市総合政策部秘書広報課

〒648-8585 和歌山県橋本市東家一丁目1番1号（庁舎2階）

電話：0736-33-2676 ファクス：0736-33-2674

メールアドレス：kocho@city.hashimoto.lg.jp

(6) 留意事項

①提出された参加表明に関する書類の修正又は変更は認めない。

②提出された参加表明に関する書類は返却しない。

6. 質問書の提出および回答

(1) 本業務に関する質問は、質問書（様式第3号）により、電子メールで秘書広報課まで提出すること。質問書提出後には電話による受信確認を行うこと。なお、電子メールの件名は、【橋本市暮らしの便利帳協働発行事業（質問書）：会社名】として送付すること。

(2) 受付期間

令和8年7月17日（金）～7月24日（金）午後5時まで

※質問期間経過後の質問は、一切受け付けない。

※受信確認は土曜日、日曜日および祝日を除く午前9時から午後5時15分の間に行うこと。

(3) 回答方法

令和8年7月31日までに、全ての質問に対する回答を橋本市ホームページに掲載する。

※審査に関するもの、質問内容が不明瞭なものなど、内容によっては回答しない場合がある。また、質問者に関する情報は回答には含めない。

※回答に対する再質問は受け付けない。

7. 企画提案書等の提出

評価基準を踏まえ、以下により提出すること。

(1) 提出書類

① 企画提案書等提出届および誓約書（様式第2号）

② 会社概要（任意様式）

パンフレット可。

③ 同種業務実績表（任意様式）

④ 企画提案書（任意様式）

提案書には以下の事項を記載すること

ア 協働発行事業についての考え方・方針

- イ 冊子校正案
- ウ 便利帳の仕様
(総ページ数、刷り色、製本、紙質)
- エ 誌面デザイン
誌面デザインについて次の通り見本を作成すること
(表紙、行政情報部分、地域情報部分)
- オ 事業スケジュール
(配布完了までのスケジュール)
- カ 業務実施体制(総括責任者及び担当者も記載すること)
- キ 広告掲載予定数及び広告募集計画(募集手順等)
- ク 配布方法(未配布の要請があった場合の対応も記載すること)
- ケ その他PR資料

⑤ 便利帳の見本

(2) 受付期間

令和8年7月17日(金)～8月7日(金)午後5時(必着)

(3) 提出部数

正本1部(添付書類を含め、参加者名がわかるもの)、副本5部(押印不要)

(4) 提出方法

郵送または持参(提出時に、「公募型プロポーザルであること」「業務名」「業者名」を明記してください。)

※持参の場合、土曜日、日曜日および祝日を除く午前9時から午後5時まで、郵送の場合はあらかじめファクスもしくは電子メールにて郵送する旨の連絡を行ったうえで書留郵便にて提出期限までに必着のこと。

※提出された書類の差し替え、再提出は認めない。

※参加申込み後に参加を辞退する場合は、辞退届(様式第4号)を提出すること。

辞退は自由であり、辞退しても以後における不利益はありません。

(5) 提出場所

橋本市役所 総合政策部 秘書広報課(庁舎2階)

(6) その他

- ・提出された企画提案書等の内容について、必要に応じて質問を行う場合がある。

8. 審査及び選考

下記に基づき委託先候補者の選定を行う。

(1) 選定手順

参加事業者より提出された企画提案書類等により、別紙「提案書評価基準」に基づき評価し、最も高い評価を得た事業者を選定する。

評価点が同点の場合は、評価基準のうち企画提案内容の評価が高い事業者を選定する。

提案者が1者のみの場合、あらかじめ設定した最低基準点（6割）以上であれば選定する。

審査結果等に関する異議申し立ては一切受け付けない。

（2）選定結果

選定結果については、令和8年8月14日（金）頃に、全ての参加事業者にも文書で通知するとともに、委託先候補者として特定した者についての名称を橋本市ホームページに掲載する。

9. プロポーザルに瑕疵がある場合の取り扱い

- （1）プロポーザルにおいて、提案者の提出書類もしくは提出期限または申告内容等に瑕疵があることが判明した場合は、その瑕疵について選定委員会で審議の上、提案者の取り扱いについて決定するものとする。
- （2）本市は、必要に応じて前項の瑕疵について参加事業者に関し個別にヒアリングを行うことができるものとする。
- （3）参加事業者の瑕疵が重大または悪質であり、プロポーザルの公正性および公平性を著しく損なう恐れがあると認める場合は、事業者選定につき既に決定した事項を取り消すことができるものとする。

10. その他の留意事項

- （1）この要項に定めるもののほか、広告の掲載に関して必要な事項は橋本市有料広告事業実施要項によるものとする。
- （2）本プロポーザルへの参加に要する経費については、全て参加事業者が負担するものとする。
- （3）提出された書類等は返却しない。
- （4）本市は、提出書類を本プロポーザル以外に無断で使用しない。
- （5）提出された書類は、事業者の選定以外には、提案者に無断で使用しないが、事業者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成する場合がある。
- （6）プロポーザル参加事業者が1社の場合、企画提案書等の審査により選考するとともに、業務を適切に実施すると判断した場合は、当該参加者を契約候補者として選定する。